

令和元年12月19日

沖縄県議会議長

新 里 米 吉 殿

派 遣 議 員

団 長

仲宗根 悟

宮 城 一 郎

親 川 敬

瀬 長 美佐雄

渡久地 修

「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」の要請議員団報告書

1 派遣議員

団 長	仲宗根	悟		
	宮 城	一 郎	親 川	敬
	瀬 長	美佐雄	渡久地	修

2 派遣目的

令和元年第5回議会(定例会)の10月15日の会議において議決された上記の意見書の趣旨を関係要路に要請するため。

3 派遣期間

令和元年10月16日(水)(1日)

4 要請日程

別紙のとおり

5 要請概要

団長が意見書の趣旨を説明した後、各団員からは、一刻も早く日米地位協定を抜本的に改定し、航空法や環境法令などの国内法を適用させること等について、強く要請した。

6 要請に対する答弁の要旨

○ 外務省沖縄事務所特命全権大使(沖縄担当) 川 村 裕

地位協定の抜本的改定の件について、我が国を取り巻く安全保障環境は引き続き大変厳しい中、日米同盟の抑止力を維持し、そして同時に米軍の円滑な駐留を確保するためには、地元の方々を含む国民の御理解と御協力を得ることは極めて重要だと考えている。

他方、日米地位協定に関しては、同協定への合意議事録を含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、先般日米間で合意した日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドラインの改正のように、これまでも手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取り組みを通じ、一つ一つの具体的な問

題に対応してきているところである。引き続きこのような取り組みを積み上げることによって、日米地位協定のあるべき姿をさらに追求していく考えである。

MV22オスプレイの不時着水事案の件一本件事案に関しては、海上保安庁において米側と必要な協議を行い、米側の協力を得つつ所要の捜査を実施した結果、今般、送致に至ったものと承知しており、日米地位協定が捜査の障害になったとは認識していない。もっとも、米軍機の飛行の安全確保は米軍が我が国に駐留する上での大前提であり、地元には不安を与えることはあってはならないと思っている。

政府としては、引き続き我が国における米軍機運用に際して、安全性が最大限確保されることは当然のことと考えており、これまでも累次にわたり米側に申し入れているところであるが、引き続き強く求めていく所存である。

(質疑応答)

Q 墜落させて被疑者を特定することができなかったのは、十分な捜査ができなかったからじゃないか。どういう意味で支障がなかったのか。この結論に至ったことは当然だということなのか。

A 被疑者の氏名に関する情報に関しては、海上保安庁捜査の過程で外務省を含むさまざまなルートを通じて米側と必要な協議を行った結果、今般の送致は被疑者氏名を不詳にしたと聞いている。

また、アメリカ側からは米軍人の氏名等の個人情報、アメリカ合衆国におけるプライバシー保護法によって保護されていること等を踏まえ、提供できない旨の説明を受けている。

Q 何かもう非常に驚きとあきれたということしか言えない。日米地位協定が捜査の障害になったとは考えていない。本当に捜査の障害になっていないのか。海上保安庁は捜査を100%できたという見解を外務省は持っている、そういうことか。

A 当方としては、海上保安庁によって米側と必要な協議を行って、米側の協力と必要な捜査を実施した結果、今般、送致に至ったものと承知している。

Q 捜査の障害になったとは考えていない—これは沖縄県議会に対する侮辱でもある。沖縄県議会は県民の命を守る立場から全会一致で決議して、ここに意見書を持ってやって来たのに、いや捜査の障害になっていないというのは、沖縄県議会と県民を愚弄する発言。本当にこれが主権を守ろうとする外務省

の沖縄大使の発言としてはあり得ない。沖縄県議会の意見書を何だと思ってるのか。県議会の意見書は重く受けとめるのか。

A 沖縄県議会の考えとして受けとめたいと思っている。

Q 今の話からすると支障がなかったというような認識でしか政府はない。現実的に海上保安庁の捜査権が及ばない、あるいは沖国大にヘリが墜落しても警察の最初の捜査ができない。こういう状況が主権国家としての体をなしているのか。我々議会も意見書にあるとおり不平等な地位協定に起因するものがあるんだとしてる。

主権国家たる日本が国内法も及ばないような協定のあり方そのものに、まだ気づかないふりをしているのか。そのままの状況一つ一つに対応していくと言っているが、何かが起こってから一つ一つ対応していくには遅過ぎる事案だってある。そこをどうにか国内法を適用して、しっかりと縛りもある中で米軍の活動があるべきだと思っている。

A 地位協定に関する我々の立場というのは繰り返しになるが、これまでの御指摘にあるように足跡としてできるだけ沖縄の基地負担の軽減のために努めていきたい。

以上

別紙

要 請 日 程

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和元年 10月16日	水	16:30 ～ 17:00	外務省沖縄事務所特命全権大使（沖縄担当） 川 村 裕	外務省沖縄 事務所会議 室